

森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について

平成23年4月22日 23林整計第26号
林野庁長官から各都道府県知事あて
最終改正

[令和2年6月15日 2林整計第211号]

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）により新たに措置された行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等の規定は、本日施行されたところであり、その運用についての留意事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

1 制度改正の趣旨

森林所有者等に関する情報については、森林施業の集約化の促進、森林計画制度に基づく適切な森林施業の実施の誘導等に当たって、その整備が必要であり、これまでも各都道府県及び市町村において、情報収集等の取組が進められているところである。

平成23年の森林法（昭和26年法律第249号）改正により措置された行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用及び他の行政機関に対する森林所有者等に関する情報提供の依頼の規定については、このような各都道府県及び市町村における森林所有者等に関する情報の収集の取組を円滑に進めることを目的としている。

また、令和2年の森林法改正により措置された林地台帳の記載事項を調査する規定については、市町村が森林の土地の所有者情報を能動的に調査し、林地台帳に反映させることを目的としており、市町村での所有者情報の内部利用を一層円滑に進めることが可能となったところである。

森林所有者等に関する情報の利用や提供は、各地方公共団体の個人情報保護条例によって規律されているものの、一般的に法令等の規定に基づく場合等に例外措置が規定されていることから、これらの法改正の規定によって、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、森林所有者等に関する情報の効率的な利用や提供が一層進むことを期待するものと解される。

2 行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用

行政機関が保有する森林所有者等に関する情報については、氏名、住所等の個人情報が含まれており、地方公共団体においてはその個人情報保護条例により、行政機関内部で情報を取り扱う事務の目的以外に利用できないこととされている一方で、一般的には法令等の規定に基づく場合等には、目的外の利用が可能とされている。

このため、森林法第191条の2第1項の規定に基づき、森林計画の作成、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出に関する確認、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令、施業の勧告など法の施行のため必要があるとき、都道府県又は市町村の林務部局においては、他部局が保有する森林所有者等に関する情報につい

て、関係法令の規定を踏まえた上で、個人情報保護条例の規定の適用の下で目的外の利用が可能となるものと考えている。

同項に基づく森林所有者等に関する情報の利用として、次に掲げる事項が想定される。

(1) 都道府県内の情報利用

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に基づく土地の権利の移転等の届出により得られた土地担当部局が保有する森林所有者等の情報

なお、当該届出については、同法第44条に基づき、政令指定都市においてはその事務を政令指定都市が行うこととされており、この場合、市内部の情報利用となる。

(2) 市町村内の情報利用

ア 地籍調査により得られた地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条第1項及び第2項の規定に基づく登記所からの通知に記載された情報

ウ 同法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報

なお、ウのうち、市町村の税務部局が調査した結果、知り得た情報（登記簿と異なる情報）については、同法第22条の守秘義務が課される情報に該当するが、森林法第191条の2第1項の規定により、林務部局に対しては守秘義務が課される情報に該当しないこととなり、提供が可能となる。固定資産課税台帳に記載されている情報の利用の具体的な取扱いについては、別途通知する。

3 他の行政機関に対する森林所有者等に関する情報の提供の依頼

行政機関が保有する森林所有者等に関する情報については、氏名、住所等の個人情報が含まれており、地方公共団体においてはその個人情報保護条例により、他の機関へ提供できないこととされている一方で、一般的に法令等の規定に基づく場合等には、提供が可能とされている。

このため、森林法第191条の2第2項の規定に基づき、森林計画の作成、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出に関する確認、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令、施業の勧告など法の施行のため必要があるとき、都道府県又は市町村の林務部局は、他の行政機関等に対して森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼することができ、提供を求められた行政機関等においては、関係法令の規定を踏まえた上で、個人情報保護条例の適用の下で、求めに応じて情報の提供が可能となるものと考えている。

同項に基づく他の行政機関に対する情報の提供の依頼として、都道府県及び市町村の間で、都道府県林務部局が市町村林務部局に、又は、市町村林務部局が都道府県林務部局に、その保有する森林所有者等に関する情報の提供を依頼することが想定される。

なお、登記所が保有する森林所有者等に関する情報について、登記事項証明書により現行でも入手が可能であり、更に、森林法第191条の2第2項の規定の趣旨を踏まえて、その提供の依頼のあり方や提供の手法等については、別途通知する。